

特別養護老人ホーム 佐久福寿園 重要事項説明書
(ユニット型特養 佐久福寿園)

(R041001)
社会福祉法人 佐久福寿園

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第2071701540号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	11
7. 残置物引取人	13
8. 苦情の受付について	13
9. 第三者評価の実施の有無について	14

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 佐久福寿園
- (2) 法人所在地 長野県佐久市岩村田4213番地
- (3) 電話番号 0267-68-3055
- (4) 代表者氏名 理事長 和田 裕一
- (5) 設立年月 昭和55年7月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成28年10月 1日指定
長野県 2071701540 号
- (2) 施設の目的 社会福祉法人佐久福寿園が設置する特別養護老人ホーム佐久福寿園の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者に対し、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 佐久福寿園
- (4) 施設の所在地 長野県佐久市岩村田4213番地
- (5) 電話番号 0267-68-3055
- (6) 管理者氏名 施設長 和田 裕一
- (7) 当施設の運営方針 ①事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
②事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成28年10月 1日
※ 昭和56年4月7日～平成28年9月30日の間は従来型特養として運営
- (9) 入所定員 100人（他に併設型短期入所：4名）

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	100室	個室ユニット型
合計	100室	
共同生活室	10室	
浴室	8室	特殊機械浴室(1)、個人浴室(6)、大浴室(1)
医務室	1室	

※上記は、厚労省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する

場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

--

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 医師（嘱託）	1名	必要数
3. 生活相談員	2名以上	2名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 介護職員	32名以上	32名
6. 機能訓練指導員	1名以上	1名
7. 栄養士	1名以上	1名
8. 介護支援専門員（生活相談員等が兼務）	1名以上	1名
9. その他に施設の運営上必要な職員	必要数	必要数

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 早番①：AM 7:00～PM 4:00 早番②：AM 8:00～PM 5:00 平 常：AM 9:00～PM 6:00 遅番①：AM11:00～PM 8:00 遅番②：PM 1:00～PM10:00 夜 勤：PM10:00～AM 7:00
2. 看護職員	早 番：AM 7:30～PM 4:30 平 常：AM 9:30～PM 6:30 遅 番：AM10:00～PM 7:00 毎日2～3名が勤務しています。
3. 機能訓練指導員	勤務時間 平常：AM 9:30～PM 6:30

○介護又は看護職員は、昼間については1ユニットごとに常時1人以上、夜間及び深夜については2ユニットごとに1人以上を毎日配置しています。

○ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、食費、居住費を除き通常8～9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事の提供

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～1:00 夕食 6:00～7:00

②居室の提供

③入浴

- ・入浴は毎日行っています。（週2回以上入浴可能です。）
- ・体調不良等により入浴できない場合は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜①サービス利用料金(1日あたり)＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担1割の場合 ※2割の場合は倍額になります。②以降全て同様です。）と食事と居室に係る自己負担額（介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額となります。）の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 6,520円	要介護度2 7,200円	要介護度3 7,930円	要介護度4 8,620円	要介護度5 9,290円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,868円	6,480円	7,137円	7,758円	8,361円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	652円	720円	793円	862円	929円
4. 食事に係る自己負担額	1,445円（令和3年7月までは1,392円）				
5. 居室に係る自己負担額	2,006円				
6. 自己負担額合計(3~5)※第4段階の場合	4,103円	4,171円	4,244円	4,313円	4,380円

☆次の事項に該当する場合は、別に1日につき所定の料金をお支払いいただきます。

②利用者の要介護状態区分等が高く、介護福祉士が一定数以上配置されている場合

日常生活継続支援加算：460円【介護保険適用時の自己負担額は46円】

③常勤の看護師を1名以上配置している場合

看護体制加算Ⅰ：40円【介護保険適用時の自己負担額は4円】

④基準を1名以上上回る看護職員を配置している場合

看護体制加算Ⅱ：80円【介護保険適用時の自己負担額は8円】

⑤基準を1名以上上回る夜勤職員（介護・看護職員）を配置している場合

夜勤職員配置加算Ⅱ：180円【介護保険適用時の自己負担額は18円】

⑥前号の要件に加え夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している場合

夜勤職員配置加算Ⅳ：210円【介護保険適用時の自己負担額は21円】

※⑤～⑥についてはいずれか一つのみを算定

⑦外部のリハビリ専門職等と連携し、計画的に機能訓練を実施した場合

生活機能向上連携加算Ⅰ：1,000円【介護保険適用時の自己負担額は100円】

生活機能向上連携加算Ⅱ：2,000円【介護保険適用時の自己負担額は200円】

※1月につき、但し⑧を算定している場合はⅡのみ：1,000円【自己負担100円】

⑧機能訓練指導員が配置され、個別に機能訓練計画を作成し実施した場合

個別機能訓練加算Ⅰ：120円【介護保険適用時の自己負担額は12円】

個別機能訓練加算Ⅱ：200円【介護保険適用時の自己負担額は20円】

※Ⅱについては1月につき

⑨ A D L を評価し評価値を厚労省に提出した上で、一定期間の評価値が一定の基準以上であった場合

A D L 維持等加算 I : 300円 【介護保険適用時の自己負担額は 30円】

A D L 維持等加算 II : 600円 【介護保険適用時の自己負担額は 60円】

※ I ~ II についてはいずれか一つのみを算定、1月につき

⑩ 若年性認知症利用者を受け入れた場合

若年性認知症入所者受入加算 : 1, 200円 【介護保険適用時の自己負担額は 120円】

⑪ 認知症利用者に対して精神科医による療養指導が月に 2 回以上行われた場合 :

50円 【介護保険適用時の自己負担額は 5円】

⑫ 外泊時に当施設により在宅サービスが提供された場合 :

5, 600円 【介護保険適用時の自己負担額は 560円】

※ 1月に6日を限度

⑬ 入院して、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合

再入所時栄養連携加算 : 2, 000円 【介護保険適用時の自己負担額は 200円】

※ 1人につき1回を限度

⑭ 退所にあたり訪問・相談援助、連携をとった場合

退所前訪問相談援助加算 : 4, 600円 【介護保険適用時の自己負担額は 460円】

※ 入所中1回（又は2回）を限度

退所後訪問相談援助加算 : 4, 600円 【介護保険適用時の自己負担額は 460円】

※ 退所後1回を限度

退所時相談援助加算 : 4, 000円 【介護保険適用時の自己負担額は 400円】

※ 1回を限度

退所前連携加算 : 5, 000円 【介護保険適用時の自己負担額は 500円】

※ 1回を限度

⑮ 管理栄養士が配置され、個別に継続的な栄養管理を強化して実施した場合

栄養マネジメント強化加算 : 110円 【介護保険適用時の自己負担額は 11円】

⑯ 食事を経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

経口移行加算 : 280円 【介護保険適用時の自己負担額は 28円】

⑰ 摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合

経口維持加算 I : 4, 000円 【介護保険適用時の自己負担額は 400円】

※ 1月につき

⑱ 経口維持加算 I を算定している上で、医師、歯科医師等が支援に加わった場合

経口維持加算 II : 1, 000円 【介護保険適用時の自己負担額は 100円】

※ 1月につき

⑲ 歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合

口腔衛生管理加算 I : 900円 【介護保険適用時の自己負担額は 90円】

口腔衛生管理加算 II : 1, 100円 【介護保険適用時の自己負担額は 110円】

※Ⅰ～Ⅱについてはいずれか一つのみを算定、1月につき

⑳療養食を提供した場合

療養食加算：60円【介護保険適用時の自己負担額は 6円】

※1回につき（1日に3回を限度）

㉑配置医師が早朝・夜間に施設を訪問し診療を行った場合

配置医師緊急時対応加算：6,500円【介護保険適用時の自己負担額は 650円】

㉒配置医師が深夜に施設を訪問し診療を行った場合

配置医師緊急時対応加算：13,000円【介護保険適用時の自己負担額は 1,300円】

㉓看取り介護の体制が出来ていて、看取り介護を行った場合

看取り介護加算Ⅰ：720円【介護保険適用時の自己負担額は 72円】

※死亡日以前31日以上45日以下

看取り介護加算Ⅰ：1,440円【介護保険適用時の自己負担額は 144円】

※死亡日以前4日以上30日以下

看取り介護加算Ⅰ：6,800円【介護保険適用時の自己負担額は 680円】

※死亡日前日及び前々日

看取り介護加算Ⅰ：12,800円【介護保険適用時の自己負担額は 1,280円】

※死亡日

※退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない

㉔看取り介護の体制が出来ていて、医療提供体制を整備し実際に施設内で看取り介護を行った場合

看取り介護加算Ⅱ：720円【介護保険適用時の自己負担額は 72円】

※死亡日以前31日以上45日以下

看取り介護加算Ⅱ：1,440円【介護保険適用時の自己負担額は 144円】

※死亡日以前4日以上30日以下

看取り介護加算Ⅱ：7,800円【介護保険適用時の自己負担額は 780円】

※死亡日前日及び前々日

看取り介護加算Ⅱ：15,800円【介護保険適用時の自己負担額は 1,580円】

※死亡日

※Ⅰを算定している場合は算定しない

㉕前6ヶ月間において在宅復帰した利用者に対して支援を行った場合

在宅復帰支援機能加算：100円【介護保険適用時の自己負担額は 10円】

㉖在宅・入所相互利用にあたり体制を整備し、行った場合

在宅・入所相互利用加算：400円【介護保険適用時の自己負担額は 40円】

㉗認知症利用者に対し専門的な認知症ケアを行った場合

認知症専門ケア加算Ⅰ：30円【介護保険適用時の自己負担額は 3円】

認知症専門ケア加算Ⅱ：40円【介護保険適用時の自己負担額は 4円】

※Ⅰ：認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員を配置

Ⅱ：Ⅰに加え認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している職員を配置
Ⅰ～Ⅱについてはいずれか一つのみを算定します。

⑳医師が、認知症のため在宅生活が困難で緊急入所が適当と判断し入所した場合

認知症行動・心理症状緊急対応加算：2,000円

【介護保険適用時の自己負担額は200円】 ※入所日から7日を限度

㉑褥瘡予防のため、定期的な評価と計画的な管理を行った場合

褥瘡マネジメント加算Ⅰ：30円【介護保険適用時の自己負担額は3円】

褥瘡マネジメント加算Ⅱ：130円【介護保険適用時の自己負担額は13円】

※1月につき、Ⅰ～Ⅱについてはいずれか一つのみを算定します。

㉒排泄障害等に対し、支援計画を作成し支援した場合

排泄支援加算Ⅰ：100円【介護保険適用時の自己負担額は10円】

排泄支援加算Ⅱ：150円【介護保険適用時の自己負担額は15円】

排泄支援加算Ⅲ：200円【介護保険適用時の自己負担額は20円】

※1月につき、Ⅰ～Ⅲについてはいずれか一つのみを算定します。

㉓入所時に医師が自立支援に係る医学的評価を行い、継続的に自立支援を行った場合

自立支援促進加算：3,000円【介護保険適用時の自己負担額は300円】

※1月につき

㉔心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合

科学的介護推進体制加算Ⅰ：400円【介護保険適用時の自己負担額は40円】

科学的介護推進体制加算Ⅱ：500円【介護保険適用時の自己負担額は50円】

※1月につき、Ⅰ～Ⅱについてはいずれか一つのみを算定します。

㉕安全対策について担当者及び部門が設置され、組織的に安全対策を実施した場合

安全対策体制加算：200円【介護保険適用時の自己負担額は20円】

※入所初日に限る

㉖介護福祉士が80%以上配置、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算Ⅰ：220円【介護保険適用時の自己負担額は22円】

㉗介護福祉士が60%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算Ⅱ：180円【介護保険適用時の自己負担額は18円】

㉘介護福祉士が50%以上配置、又は常勤の看護・介護職員が75%以上配置、又は勤続7年以上の介護職員等が30%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算Ⅲ：60円【介護保険適用時の自己負担額は6円】

※②及び⑳～㉘についてはいずれか一つのみを算定

㉙介護職員の賃金改善を実施している場合

介護職員処遇改善加算Ⅰ：①～㉘（食費居住費除く）及び下記の初期加算、外泊時費用の合計の83/1000に相当する額

介護職員処遇改善加算Ⅱ：①～㉘（食費居住費除く）及び下記の初期加算、外泊時

費用の合計の60/1000に相当する額

介護職員処遇改善加算Ⅲ：①～⑳(食費居住費除く)及び下記の初期加算、外泊時費用の合計の33/1000に相当する額

※Ⅰ～Ⅲについてはいずれか一つのみを算定します。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：①～⑳(食費居住費除く)及び下記の初期加算、外泊時費用の合計の27/1000に相当する額

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ：①～⑳(食費居住費除く)及び下記の初期加算、外泊時費用の合計の23/1000に相当する額

※Ⅰ～Ⅱについてはいずれか一つのみを算定します。

介護職員等ベースアップ等支援加算：①～⑳(食費居住費除く)及び下記の初期加算、外泊時費用の合計の16/1000に相当する額

☆入所された日から起算して30日以内の期間につきましては、下記の料金をお支払いいただきます。また、30日を超える入院後に再び入所された場合も同様です。【初期加算】

1. サービス利用料金	300 円
2. うち、介護保険から給付される金額	270 円
3. 自己負担額(1-2)	30 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆食事と居室に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりのサービス利用料金は、下記の通りです。なお、外泊時費用対象期間(6日間)以外の期間については居室に係る自己負担額のみがご負担となります。

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 居室に係る自己負担額	2,006 円
4. 自己負担額(1-2+3) ※第4段階の場合	2,252 円

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な部屋

②特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容

利用料金：実費

④貴重品管理・支払代行・行政手続代行

ご契約者の希望により、貴重品管理及び、支払代行・行政手続代行サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等
- 保管管理者：施設長
- 利用料金：1ヶ月につき2,200円

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費、園外レク等にかかる交通費等の実費をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第19条・20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、(1)に定める1日あたりのサービス利用料金の全額となります

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|----------------------------|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 下記指定口座への振り込み |
| 八十二銀行 岩村田支店 普通預金 330838 |
| JA 佐久浅間 岩村田支所 普通預金 6030734 |
| ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし |
| ご利用できる金融機関：JA 佐久浅間 本・支所 |

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入

院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	金沢病院	黒沢病院
所在地	佐久市岩村田 804	佐久市中込 3-15-6
診療科	内科、外科、整形外科等	内科、外科、消化・循環器科等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	零田歯科医院	林歯科診療所
所在地	佐久市岩村田 1174-2	御代田町御代田 2422-79

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ② ご契約者が入院された場合 ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して6日、複数の月にまたがる場合は12日）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、当期間中も所定の利用料金（居住費）をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部及

び居住費をご負担いただくものです。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口：佐久福寿園事務所

担当者：松田麻衣 原田明恵

○受付時間 毎日 午前9時～午後6時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

佐久市 高齢者福祉課	所在地 長野県佐久市中込 3056 電話番号 0267-62-3154 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
長野県福祉サービス運営適正化委員会 (県社協)	所在地 長野市若里 1570-1 社会福祉総合センター内 電話番号 026-226-2035 受付時間 午前9時～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 長野市大字西長野字加茂北 143-8 電話番号 026-238-1580 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造5階建
- (2) 建物の延べ床面積 6,197.39㎡ (デイサービスセンター含む)
- (3) 併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。
[短期入所生活介護] 平成28年10月1日指定 長野県 2071701540号 定員4名
[通所介護] 平成12年1月31日指定 長野県 2071700146号 定員30名
[居宅介護支援事業] 平成14年4月1日指定 長野県 2071700096号
- (4) 施設の周辺環境 鼻顔公園の隣接地で日当たりが良く、静かな場所です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいたしますが、日常生活上の介護、介助等もいたします。
3名以上の看護職員を配置しています。

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

機能訓練指導員

ご契約者の機能訓練を担当します。
1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員

ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名以上の介護支援専門員を配置しています。
(生活相談員等が兼務)

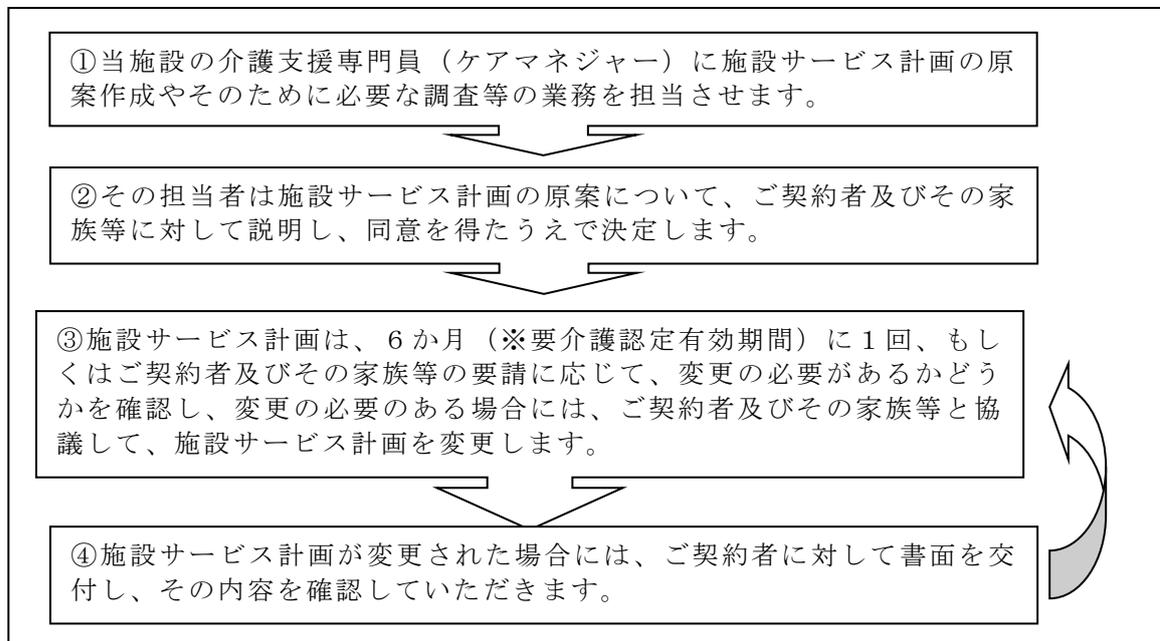
医師

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。(嘱託医師・非常勤)

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間（苦情、事故及び身体拘束に関する記録については5年間）保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

日用品（本人の身の回り品）、衣類等

(2) 面会

面会時間 午前9時～午後6時

※来訪者は、必ずその都度面会票にご記入ください。

※なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。なお、外泊期間中であっても、入院の場合と同様に所定の利用料金をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応について

ご契約者に対するサービスの提供中、事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡をするとともに、必要な対応を行います。その事故が事業者の責任による事故の場合は、事業者が加入する賠償責任保険等により損害賠償いたします。

7. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。